



図1 元禄16年の山路庄七力村山論裁許絵図（部分）
(317.0×108.0)

近世絵図収集とデジタル化

史料館長 大国正美

史料館が神戸・深江会館生活文化史料室としてスタートしてから、満四〇年が過ぎた。今年度は計五点の絵図史料を収集し、神戸大学と連携文書を交わし史料のデジタル化をした。これま

でない大きな事業となつた。史料館は平成二十九年（二〇一七）から神戸市立図書館の市民図書室の業務を行つており、わずかな収入だがそれを蓄えることで、こうした史料収集をすることができた。この新たに収集した史料の簡単な紹介と神戸大学と行つたデジタル化事業について報告したい。

元禄十六年の山路庄七力村山論裁許絵図

入手したもので最も重要なのは、住吉山の境界を定めた山論

の境界を定めた重要な判決である。『住吉村誌』に掲載しているのは住吉村側へ宛てたもので、絵図に言及がないうえ、奉行の花押や印の記載からみて判決文の写しではないかと思われる。

これに対し、今回の絵図は、西青木村などに宛てた原本である。『住吉村誌』の翻刻にも一部に誤りがあり、改めて内容の検討を行いたい。

享保十八年の魚崎村絵図

次の絵図は、住吉村の住吉神田と魚崎村の十六ヶ町との間で水利関係で紛争があり、西宮町六左衛門・横屋村宗右衛門・上嶋村平治左衛門・住吉村伊左衛門の大庄屋の面々が仲裁した絵



図2 元禄16年裁許絵図の奉行花押と押印

絵図である。『住吉村誌』に裁許文が紹介されている。

かつた。この争論

は住吉・野寄・横

七、岡本・田中・屋・魚崎の四方村

西青木の三力村が
岡田　田口

争った争論であ

る。住吉の五介山

解決である。『住吉村

は住吉村側へ宛てた

ないうえ、奉行の花

十二の文

松岡は、西青木村な

『住吉村誌』の翻刻

改めて内容の検討

卷之六

図である。用水堰は住吉村の往還をくぐって西から一ノ関がうそ川を通じ、二ノ関があま川を通じ住吉村・魚崎村の田畠を灌漑している。このうち、うそ川から二本松へ流れ、その西にある住吉神田、魚崎村の十六ヶ町へ流れている。この用水の取水場所が争論になった。絵図には住吉村の乙女塚（東求女塚）が

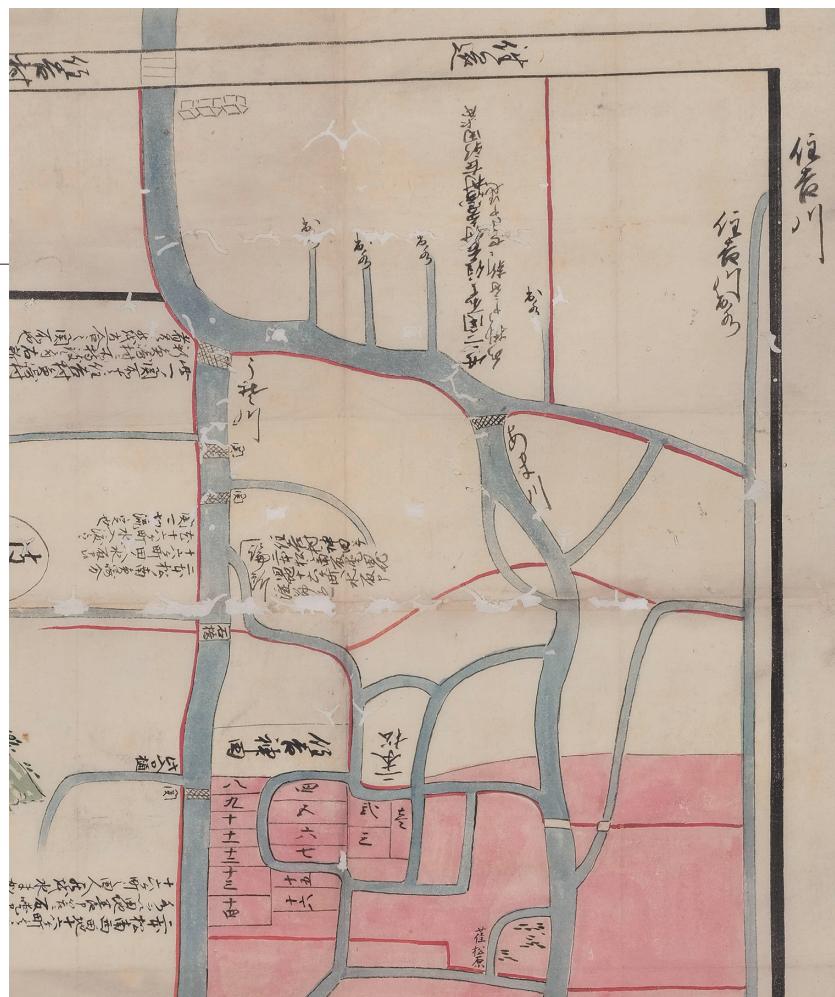


図3 享保18年の住吉村・魚崎村水論絵図(部分)
南東の色違い部分が魚崎村で北西に十六ヶ町と住吉村の神田(84.0×41.0)

住吉神田の西に、魚崎村の雀松原が一本松の南東に描かれている。

魚崎村龜絵図

住吉川の西側の魚崎村の田地を描いた絵図である。集落は「居村」と書かれているだけである。「竹垣三右衛門代官所」とあり、寛政元年（一七八九）～四年か、天保十一年（一八四〇）～弘化四年（一八四七）ごろの絵図である。

文政二年魚崎村絵図

享保二十年（一七三五）に横屋村が魚崎村東浦手に新田を開発した際に、魚崎村が海岸一九町は魚崎村の支配と主張し認められた際に、魚崎村が海岸一九町は魚崎村の支配と主張し認められた。その時の経緯を、魚崎村が文政二年（一八一九）に改めて奉行所に提出したものである。

東青木村から御影村までの浜辺は魚崎村の漁場で、他村の開発などは認められないというのが魚崎村の主張だった。

寛延三年本庄・芦屋庄・西宮社家郷山論裁許絵図

この絵図は、収集絵図ではなく、大仁四郎左衛門家文書とし

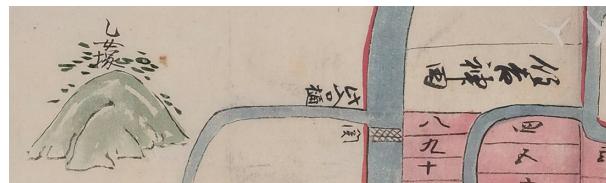


図4 享保絵図の乙女塚

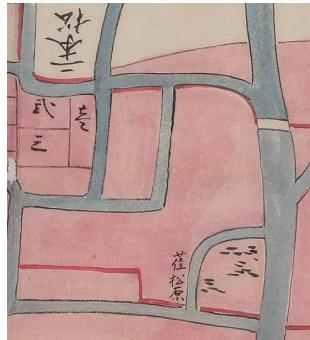


図5 享保絵図の雀松原

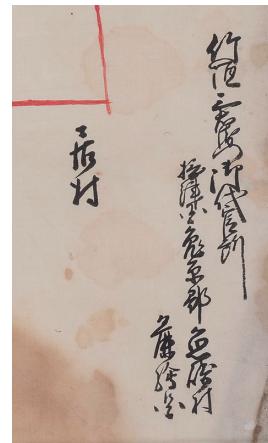


図6 魚崎村龜絵図の竹垣三右衛門代官所名

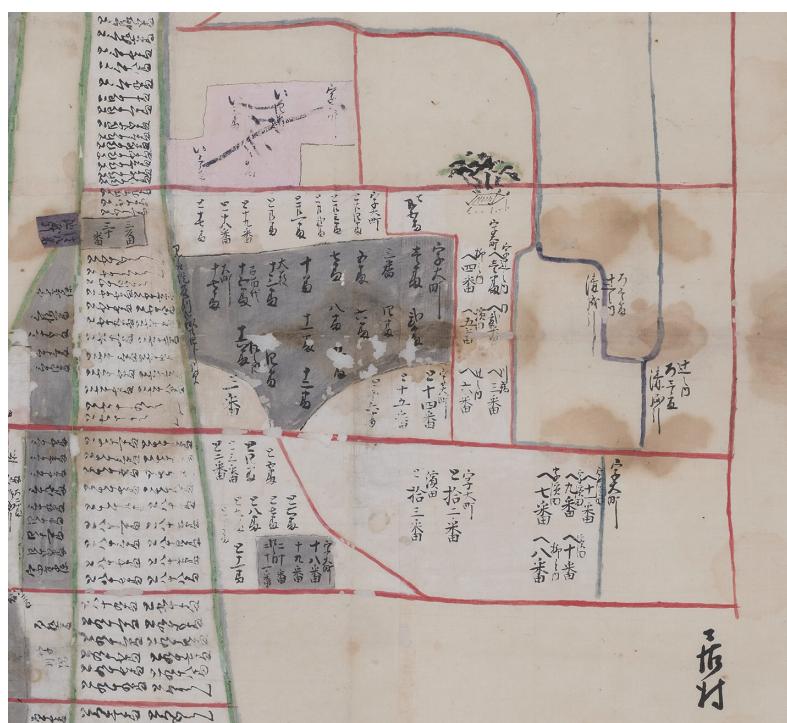
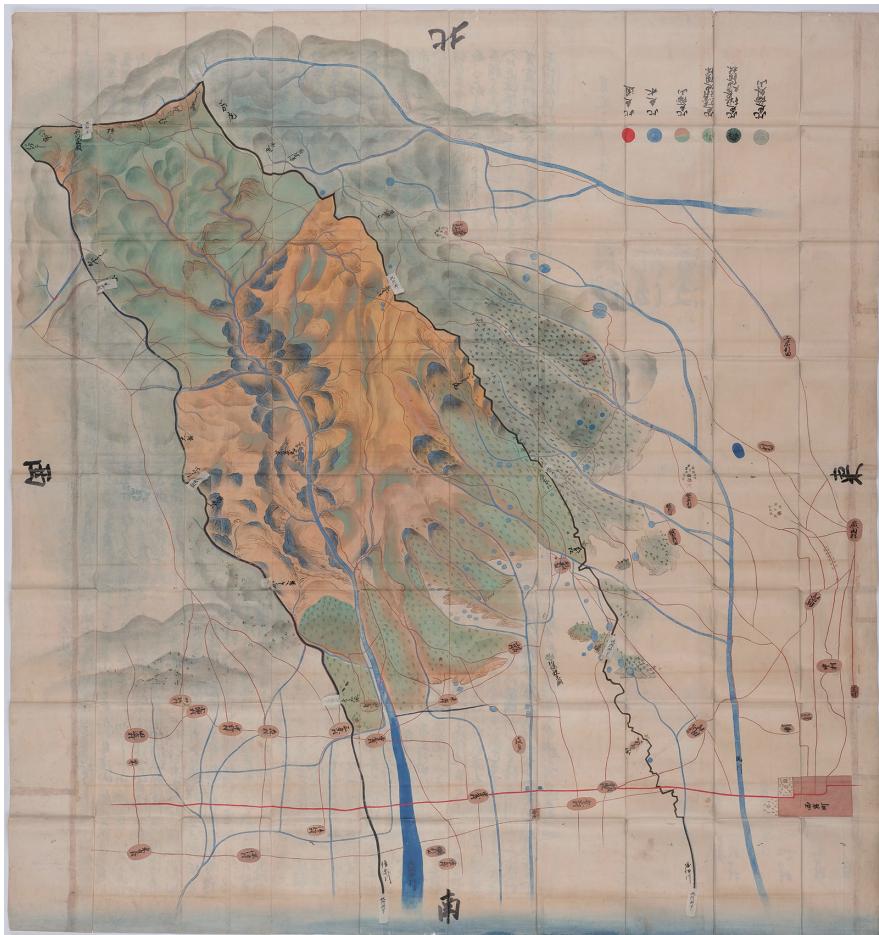


図7 魚崎村龜絵図（部分）(70.0×64.2)



図8 文政2年魚崎村絵図（部分）(102.0×54.7)

図9 寛延3年本庄・芦屋庄・西宮社家郷山論裁許絵図
大仁四郎左衛門家文書 (250.2×237.3)

て森村の旧家に伝来している絵図である。寛延三年（一七五〇）に本庄・芦屋荘・西宮社家郷が山の境界を争い、裁許絵図として作成された。芦屋荘、西宮社家郷宛てにそれぞれ作成しており、西宮市、芦屋市とともに同じ絵図を所蔵している。この絵図

자체는原本ではなく精密に造られた写本で、押印の場所などまで付箋で記している。原本を横に置いて複製を作ったことは明らかで、権利を守るために精密な絵図の複製を作るという習俗があつたことが分かる。裏面には長文の判決文が記載されている。

山は測量に基づき正確に描かれ、はげ山の描写もある。このとき定められた境界が、現在の西宮市・芦屋市・神戸市の境界となつた。

この絵図は阪神・淡路大震災の被災史料の救出活動で歴史資料ネットワークが発見し、地元で展示も行い『本庄村史』にも利用した。今回、神戸大学の科学研究費補助金を使ってデジタル化することになった。

明治十二年本庄三ヶ村・山路庄九ヶ村全村絵図

本庄と山路庄が山地の境界をめぐって争論になり、田中村と芦屋村の戸長の仲裁で和解した絵図である。絵図には赤い線で境界を引き押印、裏面には旧来の取り決めを廃棄しこの取り決めに従うことを明記している。当時地租改正が進んでおり、その過程で起きた紛争だと思われる。

田辺村が所有してきた同じ絵図を史料館が所有しているが、今回は岡本村が所持してきた絵図を購入した。いずれも押印のある現物で、各村が複製を作つて所有し権利を守ろうとしたことが判明する。岡本村では、この絵図と元禄十六年の絵図を一体として保存し権利を維持することが軸に明記されており、権利の守り方の習俗を考える貴重な史料である。

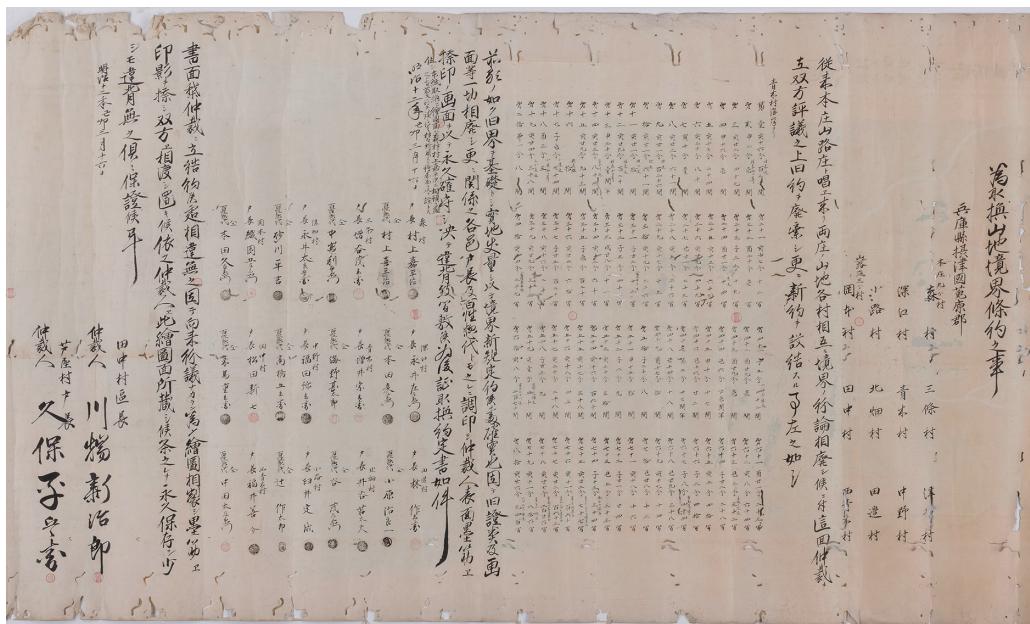


図10 明治12年本庄三ヶ村・山路庄九ヶ村全村絵図裏書
(館蔵絵図214.0×101.0、新収集絵図211.0×101.0)